



2025年9月10日

組合員の皆さまへ

出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのご案内

平素より信用組合広島商銀をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取り扱いにつきまして、次のとおりとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【出資証券不発行（ペーパーレス化）について】

組合員の皆さまからお預かりしている出資金につきましては、これまで出資証券を発行していましたが、株式会社における株券の不発行制度と同様、2025年11月4日より出資証券を不発行（ペーパーレス化）とし、組合員名簿により電子的に一元管理させていただくこととなりました。

出資金残高及び組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

【お手元の出資証券について】

お手元の出資証券は、管理が不要な書類となります。相続・譲渡・脱退・名義変更などの手続きを行う際に、お取引店の窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきます。

万一、紛失された場合でも、組合員としての権利等には一切影響はありませんので、お取引店の窓口にお届けいただく必要はございません。

【今後の出資金のご案内について】

今後、出資金残高につきましては、毎年6月の総代会後にお送りいたします「配当金支払通知（兼領収書）」にてお知らせいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口までお問い合わせください。

出資証券不発行（ペーパーレス化）に関する Q&A

Q1. なぜ、出資証券を不発行（ペーパーレス化）にするのですか。

A 1. 出資証券は、通帳や証書と比べ、日頃出し入れすることが少ないものであり、また、長期にわたって保管しなければなりません。そのため、相続・譲渡・脱退・名義変更などのお手続きの際、紛失のお申し出を受けることが非常に多く、証券喪失届等ご提出のご負担をお掛けしております。出資証券を不発行（ペーパーレス化）とすることにより、お手続きが簡素化され、組合員の皆さまのご負担を軽減することができます。

Q2. 出資証券がなくなると、組合に出資したという証拠書類がなくなることになりますが、出資していることを何かで確認できますか。

A 2. 組合員の皆さまからお預かりした出資金の管理は、電子的に一元管理しておりますので、毎年6月に郵送している「配当金支払通知書（兼領収書）」でご確認いただけます。また、組合員の方からのご請求時には、「残高証明書」（有料）を発行させていただきます。

Q3. 手元にある出資証券はどうすればよいですか。

A 3. お手元の出資証券は、今後は管理が不要な書類となります。そのまま保管いただければ結構です。なお、相続・譲渡・脱退・名義変更などのお手続きの際に窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきます。

Q4. 出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか。

A 4. 出資証券を紛失された場合のお届け、お手続きの必要はございません。紛失された場合も出資金残高および組合員としての権利等は何ら変わりありませんのでご安心ください。

Q5. 相続・譲渡・脱退・名義変更などのお手続きの際にはどうすればよいのですか。

A 5. 手続きの際には「本人確認書類」と「お届け印」をご持参ください。相続の場合は、別途相続関係書類等が必要となりますので、お取引店までお問い合わせください。